平成２５年（フ）第１１２１号
東京都多摩市乞田933番地の１ヴァリューハイツ304
債務者　鈴木　康彦
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３６５号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２―10号棟404号、住民票上の住所横浜市青葉区桂台２丁目８番地13　ハイツタチバナＡ―102
債務者　田中　大志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
東京都昭島市田中町１丁目15番８号第１乙幡荘205号
債務者　蝦名　清志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５２２号
千葉県柏市南増尾３丁目11番33号
破産者　境谷　勝之
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６９号
千葉県鎌ケ谷市軽井沢2012番地の102
破産者　有限会社藤井電設
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７０号
千葉県鎌ケ谷市東初富４丁目２番71号
破産者　藤井　徳男
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８８５３号
東京都渋谷区恵比寿４―20―３ガーデンプレイスタワー18階
破産者　株式会社アルメデコム
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８５４号
埼玉県ふじみ野市大井930番地15
破産者　堤　　一夫
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５４号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―517号
破産者　有限会社地域情報研究所
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０５号
茨城県鉾田市鉾田587番地
破産者　日本住宅株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５１５号
埼玉県富士見市大字水子1989番地
破産者　株式会社オフィシャルトゥルー
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２０号
神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目19番地11加瀬ビル88―４階、登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目19番地11
破産者　セラスター株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０８６６号
東京都江東区亀戸２丁目９番６号　ソレイユⅡ202、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区亀戸２丁目42番５号８階
破産者　ライトクロス株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６７号
東京都葛飾区立石８丁目53―６―401
破産者　佐野　　潤
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００２号
東京都立川市高松町２丁目28番２号
破産者　渡邊由美子（旧姓近）
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３０３号
愛知県知多郡東浦町大字生路字西午新田33番地の７
破産者　株式会社長坂組
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９５号
愛知県常滑市原松町３丁目５番地
破産者　有限会社藤和
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３１号
名古屋市中川区野田１丁目210番地
破産者　有限会社大賀印刷
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４１号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋80番地
破産者　株式会社三協
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６１号
京都府宇治市五ケ庄平野57番地の28
破産者　専心ハウス建設株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係